

# コーディネーターによる「高校・地域」協働体制推進事業に係る支援業務 業務委託仕様書

## 1 委託する業務の名称

コーディネーターによる「高校・地域」協働体制推進事業に係る支援業務（以下「委託業務」という。）

## 2 適用

本仕様書は、岡山県（以下「委託者」という。）が受託者へ委託する業務について、必要な事項を定める。

## 3 事業の目的

高校コーディネーターの活用を通して、1学年4学級規模以下の県立高校と地元自治体による学びの充実と地方創生の一体的推進のため、受託者及び委託者の伴走支援によって、生徒のニーズに応じた多様かつ実践的な学びの創出による県立高校の特色化・魅力化を推進するとともに、地元自治体が県立高校の教育活動へ参画する体制を整備する。

## 4 伴走支援対象

### (1) 委託者により高校コーディネーターを配置する高校及び地元自治体

倉敷鷺羽高校・倉敷市、笠岡商業高校・笠岡市、新見高校・新見市、備前緑陽高校・備前市、鴨方高校・浅口市

### (2) 所在自治体（県補助金あり）により高校コーディネーターを配置する高校及び地元自治体

高梁高校・高梁市、高梁城南高校・高梁市、林野高校・美作市、矢掛高校・矢掛町

### (3) 所在自治体（県補助金なし）により高校コーディネーターを配置する高校及び地元自治体

玉野高校・玉野市、邑久高校・瀬戸内市、真庭高校・真庭市

## 5 業務の履行場所

岡山県内（委託者、上記4の伴走支援対象及び受託者が用意する場所）

## 6 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

## 7 支援業務の内容

### (1) アドバイザーの派遣等を通じた県立高校と地元自治体による協働体制の構築支援

現地訪問やオンライン会議、SNSツール等を通して、各校及び各地元自治体の状況を把握するとともに、県立高校と地元自治体による協働体制の構築に向けて指導助言を行う。

なお、県費により高校コーディネーターを配置する新規指定校については、年度初めに現地及び地元自治体を訪問し、円滑に事業開始ができるよう支援する。

高校コーディネーターの職務実施に必要な資質能力を整理し、職務要件表を作成するとともに、高校コーディネーターの実践内容やノウハウ等について情報を収集し、

高校コーディネーターに係るデータベースを作成する。

上記4に加え、高校コーディネーターの配置のない1学年4学級規模以下の県立高校及び当該高校が立地する地元自治体に高校コーディネーターの有用性を説明するとともに、地元自治体による高校コーディネーター配置に向けた指導助言及び情報提供を行う。

**(2) 研修会等を通じた高校コーディネーターの資質・能力の向上支援**

県内の高校コーディネーターや教職員、地元自治体関係者等に対して、高校コーディネーター養成研修会の企画・運営を担う。(対面形式を年2回以上実施)

**(3) SNSツールの活用による高校コーディネーター間のネットワーク構築支援**

県内の高校コーディネーターのネットワークを構築するとともに、情報交換会等を実施するなどして継続的な運用に努めるとともに、高校コーディネーターに加え、地元自治体の事業担当者が容易に相談できる体制を整備する。

**(4) 三菱UFJリサーチ&コンサルティングが作成する「高校魅力化評価システム」の導入による事業の検証支援**

- ・調査対象校の生徒及び学校関係者へのアンケートを実施する。
- ・アンケート結果から、調査対象校の現状や課題を分析・把握する。
- ・高校魅力化評価システムの活用方法等について、調査対象校に対して研修会を実施する。なお、研修会に必要な資料については受託者が作成する。

**(5) 支援業務の実施状況の報告**

委託者に対して、本事業に係る助言を行うとともに、委託者の求めに応じて、支援業務の実施状況の報告を実施する。

**(6) 本事業を通して得られた知見及び情報等の共有**

本事業における伴走支援を通して得られた県立高校と地元自治体による学びの充実と地方創生の一体的推進に関する情報及び他地域の事例等を、他の県立高校等へ提供するための機会を設ける。

**(7) 業務完了の届出**

業務完了後、上記(1)～(6)の内容を含んだ支援実績報告書を作成し、岡山県教育庁高校教育課高校魅力化推進室長へ提出する。

## 8 留意事項

- (1) 受託者は、事業着手前に委託者と十分な協議を行い、委託業務の内容及び方法について確認を行うこと。
- (2) 委託業務に関する細部について、受託者は必要に応じて委託者と打ち合わせの上、円滑かつ適切に実施すること。
- (3) 別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (4) 委託業務を遂行する上で、内容等の疑義や変更が生じた場合や本仕様書に記載のない事項が判明した場合には、受託者は直ちに委託者と協議の上、解決に向け最善を尽くすこと。
- (5) 受託者は委託者に対して、成果品の内容が第三者の著作権を侵害するものでなく、かつ、合法的であることを保証すること。また、成果品について第三者から著作権その他の権利の侵害等の主張があったときは、受託者はその責任においてこれに対処するものとし、損害賠償等の義務が生じたときは、受託者がその全責任を負うこと。